

新宿御苑特別開園実施規則

令和5年10月2日
環境省新宿御苑管理事務所長決定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この実施規則は、新宿御苑の特別開園（閉園中に庭園施設を民間団体等の利用に供することをいう。以下同じ。）の目的、利用要件、手続その他の特別開園の実施に必要な事項を定めるものとする。

(特別開園の目的)

第2条 特別開園は、新宿御苑の旧皇室苑地としての品格と価値を維持しつつ、庭園施設の保護、利用及び維持管理に支障のない範囲で、新宿御苑が閉園している時間帯について、庭園施設を民間団体等の利用に供することにより、新宿御苑の魅力の国内外への更なる発信とその有効活用を図ることを目的とする。

(利用できる施設)

第3条 特別開園により利用できる施設は、新宿御苑内の風景式庭園、整形式庭園を利用し事業を行うために必要な施設（各入園門や園路、トイレ等）とする。その他の庭園施設の利用については、庭園の保護、利用及び維持管理への影響等を踏まえて、新宿御苑管理事務所長（以下「所長」という。）が個別に判断する。

(利用時期及び時間)

第4条 特別開園により利用できる時期及び時間は、別途公募要領において提示する。
2 特別開園による施設の利用は、設営、撤去その他新宿御苑で行う行事等に伴う作業のための時間を含め、1日を単位として行われるものとする。

第2章 利用の申請等

(利用申請)

第5条 特別開園としての利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、利用申請を行い、あらかじめ所長の承諾を得なければならない。
2 申請者は、公募要領で定める公募期間中に、次に掲げる事項を記載した新宿御苑特別開園利用申請書（以下「申請書」という。）及び収支計画書を提出するものとする。
(1) 団体名称、代表者名、住所、連絡先、団体概要
(2) 行事等名、行事等の内容、新宿御苑が持つ自然環境、歴史、文化及び取組に関する関係

性、新宿御苑での実施に意義及び必要性、期待される効果、実施予定日時、国有財産借上希望日、実施希望場所、利用料金の算定、対象者、動員予定数、参加費有無、行事等イメージ

- (3) 安全管理・警備体制
- (4) 電気・トイレ等使用の有無
- (5) 環境配慮事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、別途公募要領に定める事項

3 申請者は申請する行事等の実施者でなければならず、第三者による代理申請は認めない。

(利用の承諾)

第6条 所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請書に係る特別開園の利用の内容が第2条に定める特別開園の目的及び次の各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、次条に規定する特別開園の利用者の要件に合致すると認められる場合は、第18条に規定する特別開園審査委員会の審査を経て、特別開園による施設の利用を承諾することができる。

- (1) 新宿御苑が持つ自然環境、歴史、文化及び取組のいずれかに重きを置いた企画であり、新宿御苑で実施することに意義及び必要性があること。
- (2) 新宿御苑の施設の適切な保守及び維持管理に支障がないこと。
- (3) 一般開園の実施に大きな影響を及ぼすおそれがないこと。
- (4) 芝生等の植生に大きな影響を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 騒音等周辺的生活環境等に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (6) 新宿御苑で実施される他の行事と日時が重なっていないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか新宿御苑の運営に支障がないこと。

2 所長は、前項の審査を行ったときは、申請者に対して、審査結果を通知する。

(利用者の要件)

第7条 特別開園を利用して行事等を実施する者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 新宿御苑が有する品格と価値について十分に理解していること。
- (2) 法人格を有する団体又はそれに準ずる団体であること。
- (3) 特別開園の利用に必要な資力及び信用を有すること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の承諾を受けることができない。

- (1) 政党その他の政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政党又は政治団体をいう。）
- (2) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体をいう。）
- (3) 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）に違反し、又は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、刑罰（懲役や禁固刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人
- (6) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 15 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てが行われている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われている者
- (9) 法令に基づき解散した法人
- (10) 各省各庁から指名停止の措置を受けている者

(契約の締結)

第 8 条 特別開園の利用について所長の承諾が得られた場合は、申請者は速やかに所長と契約を締結しなければならない。ただし、利用料金の納付を要しないと所長が判断した場合は利用承諾書の交付を行うことにより契約の締結とし、契約書の作成を省略することができるものとする。

2 所長は、前項の契約の締結を行う場合は、秘密漏えいの防止のため、契約条項等に秘密保持に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(利用計画書の作成)

第 9 条 前条第 1 項の契約を締結した者（以下「利用者」という。）は以下の内容を記載した利用計画書を作成し、原則として、行事等の実施日の 20 日前までに所長宛てに提出しなければならない。

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の用途
- (3) 実施計画（内容、日時、場所等）
- (4) 参加予定人数

- (5) 運営体制
- (6) 警備計画
- (7) 騒音対策
- (8) 電気・トイレ等の使用計画
- (9) 必要な許認可の状況（警察、消防、保健所等）
- (10) 周辺住民への事前説明計画
- (11) 原状回復作業計画
- (12) 環境配慮計画
- (13) その他、必要に応じ第7条の要件を満たすことを示す資料

2 所長は前項の利用計画書を確認し、必要に応じて修正を求め、承認する。

（利用者の義務）

第10条 利用者は、この実施規則及び別に所長が定める「新宿御苑特別開園の利用条件」を遵守しなければならない。

2 利用者は、第8条の契約によって生じる一切の権利について、その全部又は一部を新宿御苑の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 特別開園による新宿御苑の利用に当たって必要な警備、清掃、修繕、設営・撤収その他の業務については、利用者が自己の費用により行わなければならない。この場合において当該業務の実施に当たっては、所長と事前に協議を行い、その指示に従うものとする。

（損害賠償）

第11条 利用者は、その責に帰する事由により新宿御苑の植生又は施設、備品、所蔵品その他新宿御苑に所在する一切のものの全部又は一部を汚損し、破損し、又は滅失したときは、直ちに所長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 利用者は、前項の場合において、一切の責任を負うものとし、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 利用者は、前項の損害に相当する金額の支払いに万全を期すため、植生及び施設、所蔵品等を対象とした必要な損害保険に加入するなど必要な措置を講じなければならない。

（承諾の取消等）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、所長は利用の承諾を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 新宿御苑の管理運営、来園者の利用に支障が生じるとき
- (2) 災害その他事故により施設の使用が困難となったとき
- (3) 利用計画書について所長の承認が得られないとき
- (4) 第7条の利用者の要件に合致しなくなったとき
- (5) 利用者が利用の目的に違反したとき
- (6) 利用者がこの実施規則又は所長の指示に違反したとき

- (7) 新宿御苑の品位を著しく貶め、善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき
 - (8) 新宿御苑の植生又は施設の管理・維持のための工事その他の都合により特に必要と認めるとき
- 2 第8条による契約締結の後、前項の規定により所長が承諾を取り消したときは、契約を解除するものとする。

第3章 利用料金等

(利用料金の算定)

第13条 所長は、公募要領により、特別開園の利用料金の算定の基礎となる基礎使用料（国有財産法に基づく国有財産使用料及び新宿御苑維持管理協力金により構成される単位面積・一日当たりの利用料金をいう。以下同じ。）を公表するものとする。

- 2 申請者は、第5条の規定による利用申請を行うに当たっては、申請する行事等の内容に応じて基礎使用料に基づく利用料金を算定し、申請書に記載の上、提出しなければならない。

(利用料金の通知等)

第14条 所長は、前条第2項に基づく利用料金の申請があったときは、その額を確認し、必要に応じて補正の上、申請者に通知するものとする。なお、建物施設、トイレ等の光熱水料、清掃費用等は、使用実績に基づき所長及び新宿御苑における維持管理業務受託事業者（以下「受託事業者」という。）から申請者に通知する。

- 2 申請者は、通知を受けた利用料金を勘案し、利用申請に係る行事等を行わないこととした場合には、利用申請を取り下げることができる。

(利用料金の納付)

第15条 利用者は、第8条の契約を締結し行事等で国有財産を使用した場合は、当該契約に基づいて、所長及び受託事業者を利用料金を納付しなければならない。

(利用者による利用の取りやめ)

第16条 利用者が、第8条の規定による契約締結後に当該承諾に係る利用を取りやめる場合には、利用者は、所長に対し書面により通知する。なお、自己都合により利用を取りやめた場合は、次回以降の利用を禁ずる。

(新宿御苑維持管理協力金の管理)

第17条 第13条第1項の規定による「新宿御苑維持管理協力金」については、受託事業者が別に定める「新宿御苑維持管理協力金管理要綱」に基づき、受託事業者が、他の経費等と明確に区分して、適正に管理するものとする。

第4章 特別開園審査委員会

(特別開園審査委員会)

第18条 特別開園の利用の案件、利用料金に係る取扱いその他必要な事項について審査するため、新宿御苑管理事務所に特別開園審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、所長の求めにより、第6条の規定による利用の承諾その他必要な審査を行うものとする。

3 委員会は、前項の審査において、特別開園を行うことが適当と認めたときは、利用料金と併せて、所長に報告するものとする。

4 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

5 委員長は、新宿御苑管理事務所長をもって充てる。

6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 新宿御苑管理事務所次長

(2) 新宿御苑管理事務所総括調整官

(3) 新宿御苑管理事務所庶務科長

7 委員長は、前項に掲げる者の出席が難しい場合には、関係部局の職員に代理で出席を求めることができる。また、必要に応じ、前項に掲げる者のほか関係部局の職員の出席を求めることができる。

8 委員会の審査に当たっては、当該審査案件に係る専門家、地域関係機関等に関して知見を有する者の出席を求め、又は意見を聞くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長がこれを定める。

第5章 その他

(実績報告書の提出)

第19条 利用者は、行事等の終了後1ヵ月以内に当該行事等の実施内容その他所長が定める事項を記載した実績報告書を所長に提出しなければならない。真にやむを得ない事由を除き、期日までに実績報告書を提出しない場合は次回以降の利用を禁ずる。

(写真等の使用)

第20条 特別開園の利用に際して撮影した新宿御苑の施設、設備、調度品その他特別開園の実施状況の写真、画像又は動画を契約者又は行事等への参加者が使用する場合（利用者又は参加者が行事等を開催したことを報告し、又は公表するために非商用目的で使用する場合及び個人が私的に使用する場合は除く。）は、利用者はあらかじめ所長の承諾を受けなければならない。

2 前項の承諾を行う場合の手続、その他必要な事項は、所長が別に定める。

(雑則)

第 21 条 この実施規則に定めるもののほか、不測の事態が生じた場合、利用者は所長と協議することとする。

2 その他、特別開園の実施に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

1 この実施規則は、令和 5 年 10 月 2 日から適用する。